

「川口市工事成績評定要領」改正案対照表

改正案 (令和5年4月1日～)	現 行 (令和5年3月31日まで)
<p>(説明請求等)</p> <p>第8条 前条第1項又は第2項の規定による通知を受けた受注者は、<u>完成検査が完了した日から14日以内</u>に、様式第3号の照会書により発注者に対して評定の内容について説明を求められることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(評定結果の公表)</p> <p>第11条 市長は、確定した工事成績評定結果について、<u>別に定めるところにより</u>公表するものとする。</p> <p>2 評定結果の細目別評定点採点表等については、情報公開請求により<u>公開</u>するものとする。</p> <p><u>3 (削除)</u></p> <p><u>4 (削除)</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(説明請求等)</p> <p>第8条 前条第1項又は第2項の規定による通知を受けた受注者は、<u>完成検査日から起算して14日以内</u>に、様式第3号の照会書により発注者に対して評定の内容について説明を求められるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(評定結果の公表)</p> <p>第11条 市長は、確定した工事成績評定結果について、市ホームページにおいて公表するものとする。</p> <p>2 <u>公表期間は、工事検査年度の翌年度から5年間とする。</u></p> <p><u>3</u> 評定結果の細目別評定点採点表等については、情報公開請求により<u>開示</u>するものとする。</p> <p><u>4 内容に関する問い合わせには応じないものとする。</u></p>